

## ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関する委員会 運営要綱

（ 令 和 3 年 7 月 2 9 日 ）  
日本学術会議第 314 回幹事会決定

（設置）

**第 1** 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

**第 2** 委員会は、ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関連する諸問題を、国内外の学術団体、政府機関、国際機関と連携して審議する。

（組織）

**第 3** 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

**第 4** 委員会は、令和 5 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

**第 5** 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

（雑則）

**第 6** この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。